

広報



あみ

人と自然が織りなす、輝くまち



2018
No.684

3

平成30年
2月23日発行

主な内容

町人事行政の運営等の状況の公表……	2
平成30年度納期月・納期限一覧……	3
町民特派員レポート……	4
4月1日から国民健康保険証が新しくなります…	12
5月請求分から上下水道料金を改定します…	16

第35回町保育所作品展開催

2月2日～9日、中央公民館において、第35回町保育所作品展が開催されました。

会場では、町内の各保育所（中郷・南平台・二区）に通う児童の工夫を凝らした作品（2～5歳児の絵画260点、3～5歳児の工作199点）が展示され、会場を鮮やかに彩りました。

公表します

人事行政の運営等の状況

「阿見町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、平成 28 年度の人事行政の運営等の状況について下記のとおり公表します

総務課職員係 ☎888-1111(212・213)

1. 職員の任免および職員数に関する状況

区分	平成 28 年度		平成 29 年度	
	当初職員数	退職者数	採用者数	当初職員数
行政職	283 人	7 人	11 人	287 人
技能労務職	12 人	1 人	0 人	11 人
合計	295 人	8 人	11 人	298 人

※行政職には企業職（上水道に関する事務に従事する職員）を含みます

2. 職員の人事評価の状況

職員の仕事の業績を「職務目標の達成度」や「仕事の成果」により評価する業績評価と、職務目標への取組過程を職位や職種により「組織マネジメント」「業務マネジメント」として評価する能力評価による人事評価を実施しています。

3. 職員の給与の状況

(1) 平均給料月額および平均年齢

区分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	316,900 円	41.8 歳
技能労務職	320,000 円	55.7 歳

(2) 初任給の状況

区分	学歴	初任給
一般行政職	大学卒	176,700 円
	高校卒	144,600 円
技能労務職	高校卒	142,000 円
	中学卒	134,000 円

4. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間

勤務開始時間	勤務終了時間	休憩時間
午前 8 時 30 分	午後 5 時 15 分	正午～午後 1 時

※本庁舎以外の施設においては、上記と異なる場合があります

(2) 休暇

▼年次休暇

・1 月 1 日を基準として、1 年につき 20 日

▼療養休暇

・負傷または疾病のため療養を要する場合に、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合
・私傷病の場合は、90 日以内において必要と認められる期間

▼特別休暇

・選挙権の行使・結婚・出産・交通機関の事故・その他

特別な事由により職員が勤務しないことが相当である場合として規則で定める場合

・必要と認められる期間

▼介護休暇

・配偶者等で、負傷・疾病または老齢により日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合
・連続する 6 か月の期間内において必要と認められる期間

▼組合休暇

・職員が登録された職員団体の規約に定める機関の構成員として当該機関の業務等に従事する場合
・1 年につき 30 日

5. 職員の分限および懲戒処分の状況

▼分限処分 6 件 ▼懲戒処分 0 件

6. 職員のサービスの状況 ※平成 28 年度新規取得者数

▼育児休業の取得者数 1 人

▼介護休暇の取得者数 0 人

7. 職員の研修の状況

▼派遣研修（受講者 77 人）

・茨城県自治研修所等各種研修機関派遣研修

▼特別研修（受講者 212 人）

・新任職員研修、プレゼンテーション研修、普通救命講習等

8. 職員の福祉および利益保護の状況

(1) 茨城県市町村職員共済組合の主な事業

▼短期給付事業

・病気やケガ・出産・休業・災害・死亡などの際に、組合員とその家族に医療や現金等の必要な給付を行う

▼長期給付事業

・組合員の退職・傷害・死亡の際に、年金や一時金の給付を行う

▼福祉事業

・健康保持増進事業（健康診査等）や保養所の運営、住宅資金等の貸し付けなどを行う

(2) 町の主な事業

▼健康診断

・定期健康診断やがん検診等を行う

▼メンタルヘルス対策

・ストレスチェックやメンタルヘルス相談事業を行う

(3) 利益の保護の状況

・勤務条件に関する措置の要求 0 件

・不利益処分に関する不服申し立て 0 件

町税・国保税・後期高齢者医療保険料・介護保険料は

納期限までに

納めましょう！

収納課 ☎888-1111 (146・148)

平成 30 年度 納期月・納期限一覧

税金は定められた期限までに自主的に納税されなければならないものとされています。納期限内の自主納税にご協力ください。(参考法令:地方税法 20 条の 5、国民健康保険法第 81 条、国税通則法第 10 条)

納付月	納期限	税(料)目					
		固定資産税	軽自動車税	町・県民税	国民健康保険税	後期高齢者医療保険料	介護保険料
4月	5月 1日(火)	第1期					第1期
5月	5月31日(木)		全期				
6月	7月 2日(月)			第1期			第2期
7月	7月31日(火)	第2期			第1期	第1期	
8月	8月31日(金)			第2期	第2期	第2期	第3期
9月	10月 1日(月)				第3期	第3期	
10月	10月31日(水)			第3期	第4期	第4期	第4期
11月	11月30日(金)				第5期	第5期	
12月	12月25日(火)	第3期			第6期	第6期	第5期
平成31年 1月	1月31日(木)			第4期	第7期	第7期	
2月	2月28日(木)	第4期			第8期	第8期	第6期
3月	4月 1日(月)				第9期		

■納税は、安心・確実・便利な口座振替で！

口座振替をご利用の場合は、各納期限の日に口座から引き落としをします。4月から口座振替をご希望の際は、3月中に手続きをお願いします。手続きなどで不明な点は、収納課までお問い合わせください。

◎問い合わせ 役場 ☎888-1111 ▼収納課 (146・148) ▼税務課 (151～156) ▼国保年金課 (131～135)



③ 海軍航空殉職者慰霊塔



役場庁舎正面の『町民憲章』石碑前で、町民特派員の近藤さん(写真左)と『あみ観光ボランティアガイドの会』の眞田さん(写真右)



⑤ 町村合併35周年記念のモニュメント



④ 海軍航空隊官舎の門柱と塀

町民特派員レポート 『町内散策 役場から阿弥神社まで』

今回の町民特派員レポートは、『あみ観光ボランティアガイドの会』の眞田聡さんに役場庁舎から阿弥神社(中郷地内)まで、約2kmを散策しながら身近にある史跡等をガイドしていただきました。また、平成29年度の町民特派員レポートは、今回の掲載で最終回となります。

■ 町内にある身近な歴史を訪ねて

阿見町は、原始・古代から現代まで人々が暮らし、さまざまな歴史を刻んできました。今回の町民特派員レポート

では、『あみ観光ボランティアガイドの会』から、眞田さんをお招きして、役場庁舎から阿弥神社(中郷地内)まで約2kmの間(5ページ地図参照)にある、普段の生活の中ではなかなか立ち止まって顧みることの少ない史跡等についてレポートします。

① 忠魂碑

役場から歩いて2分のところに大きな碑が建っています。戦時中、町には多くの海軍関連の施設があり、空襲も行われたため、軍人だけでなく町民も犠牲になりました。

地域出身の兵士のため、また戦争犠牲者の霊を祀るため

に碑が建てられました。

現在も阿見地区遺族会の皆さんにより、丁寧に管理されています。

※敷地内に入ることはできません。歩道から見学できます

② 御手植えの松

茨城大学農学部キャンパス内に、見上げるほど大きな五葉の松が立っています。大正11年、昭和天皇(当時は皇太子)が霞ヶ浦海軍航空隊に來臨された際に、本館前に自ら手で植えられました。

※歩道から見学できます

③ 海軍航空殉職者慰霊塔

昭和30年に建立されました。海軍が航空技術訓練をはじめた大正5年から終戦まで、全国の殉職者が祀られています。元々霞ヶ浦神社に祀られていましたが、終戦時にGHQの指令で神社を撤去し

たため、民家で殉職者の霊名録を保管していた歴史があります。また慰霊塔の脇には山本五十六の歌碑(昭和17年)があります。

④ 海軍航空隊官舎の門柱と塀

茨大通りには、本館庁舎・外国人宿舎・第一士官宿舎・兵舎の門柱が現存しています。左右の塀まで残っている門柱は、全国でも珍しいと言われています。茨大通りは、これから桜の季節で訪れる人も多いと思いますので、ぜひ一緒にご覧になってください。

⑤ 町村合併35周年のモニュメント「阿見の発展を支える」

このモニュメントは、平成2年11月に「ふるさと創生事業」の一環として、阿見台の姥山賢治さんが基本デザインを考え、それをもとに制作されたもので、『町民の大きな力(手)で限らない発展を担う若い男女を支えている姿』を意味しています。

⑥ 阿弥神社（中郷地内）

阿見町（旧信太郡阿彌郷）の由来に関わる神社です。「阿彌普都」という言葉から阿彌神社と称した説（708年）、「海神社が転訛して網神社となった説（750年）」など、諸説あります。



また、参道の西側には旧海軍航空殉職者を祀っていた「霞ヶ浦神社」の社殿が保存されています。

大正14年、山本五十六の発案によって霞ヶ浦海軍航空隊の敷地内（現在の茨城大学農学部敷地内）に建立されたものです。

■ 町民特派員を経験して感じたこと

● 杉本特派員

平成29年6月から町民特派員として活動させていただきました。その間に「阿見いきいきクラブ」「地域包括支援

センター」「霞ヶ浦シーンセンター」等で、たくさんの方からお話しを伺いました。それぞれの場所で、さまざまな苦労や工夫、ふれあいがありました。インタビュアーに協力いただいた皆さまには、改めて感謝申し上げます。

阿見町には身近な地域に、まだ知られていない、たくさんの方のいいところや素晴らしい人々がいることを肌で感じました。このことを、もっとたくさんの方に知って欲しいと思います。

町民特派員として1年間活動させていただきました。活動させていただきまして、

ありがとうございました。

● 近藤特派員

特派員活動のなかで、いろいろな場所へ取材に同行させていただき感謝とともに、私の不慣れなインタビュアーに丁寧にお答えいただいた皆さまに改めて感謝申し上げます。

今回、紙面に載せることができずでしたが、いろいろなイベント、地域の祭りに参加させていただきまして、ありがとうございました。

また改めて、近くを散策すると、貴重な予科練の歴史や阿見町の戦史の記録を保存・展示している「予科練平和記念館」や霞ヶ浦平和記念公園があります。春には茨大通りの桜並木があります。

特派員としての活動は、いろんな意味でもう一度、（自分の住んでいる地域を）見直すとてもよい機会になりました。

これで、私の特派員取材を終わらせていただきます。1年間ありがとうございました。

● ご協力ありがとうございました
町民特派員として、杉本正治さん、近藤明美さんに1年間広報あみの取材・作成にご協力いただきました。誠にありがとうございました。誠にありがとうございました。（杉本さんは、今回の取材は都合により参加できませんでした。）

『あみ観光ボランティアガイドの会』とは？

「あみ観光ボランティアガイドの会」は、「町の観光を盛り上げる」「町民の郷土愛・生きがいを生み出すこと」を目的に、平成23年から活動しています。

▼ 主な活動としては、阿見町を訪れた皆さんの想い出に残るよう「おもてなしの心」をもって町にある自然・文化・歴史・物産等について、会員が町をご案内しています

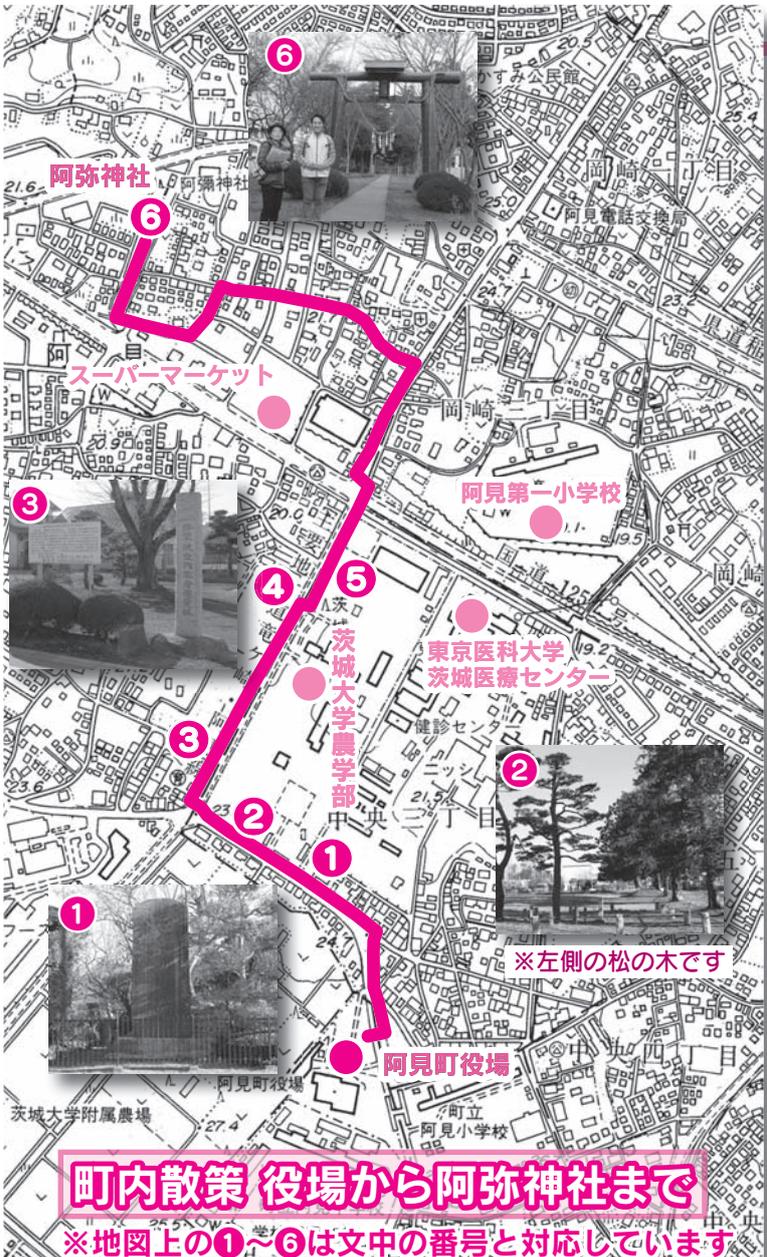
▼ 会員は、20歳代から70歳代まで幅広く参加しており、会員相互に協力しながら楽しく活動しています

▼ ボランティアガイドを希望される場合は、ご希望のテーマや日時なるべく合わせて案内コースを設定いたします。左記にお問い合わせください

▼ 町内外を問わず、どなたでもボランティアガイドの申し込みができます

▼ あみ観光ボランティアガイドの会（商工観光課あみ観光協会内） ☎ 888-1111（175）

▼ <http://www.amikan.jp/guide>



町内散策 役場から阿弥神社まで

※地図上の①～⑥は文中の番号と対応しています

阿見町の 地域貢献・社会貢献活動団体

『町民活動センター』は、市民活動団体の活動を支援するとともに、市民活動団体・企業・行政等の異なる特徴を持つ各主体が連携する協働によるまちづくりを推進しています。今回は、『阿見野草の会』についてご紹介します。



町民活動センター ☎888-2051 / 町民活動推進課 ☎888-1111 (272)

阿見野草の会

『阿見野草の会』とは？

「阿見野草の会」は、中央公民館で行われた講座「野草に親しむ」の修了者が集まり、野草についての造詣を深め自然に親しむことを目的に、平成4年4月に設立されました。

主な事業は、年5回行われる観察会です。観察によって得た知識を、子どもたちへの自然教育に活かしております。観察会が終わるころには和やかな気分になります。

他にも、以下の活動等を行っています。

- ▼町総合運動公園水生植物園の清掃と管理
- ▼町内に数か所ある稀少植物の保護
- ▼町子ども会育成会連合会の行事「ふれあいの森散策」において行う植物の紹介
- ▼小学生を対象とした「夏休み自然観察会」の開催
- ▼中央公民館で行なわれる芸術展での野草の紹介



▲桜の木の下で観察会を行いました

団体の概要

名称	阿見野草の会
代表者	大森はるみ
会員	22人(平成30年1月時点)
活動地域	阿見町を中心に、近隣市町村および県外
問い合わせ	☎842-6981 メールアドレス o.harumi@jcom.home.ne.jp



▲水生植物園の手入れを行いました

どうやって参加するの？

上記問い合わせまで直接ご連絡ください。

町にはどんな植物がありますか？

町内ではノカンゾウ(写真左)・タコノアシ(写真右)等の植物を見つけることができます。

ノカンゾウ(ユリ科)は、町では少なくなってきたり、湿地に生える植物で、6月から7月にかけて花を咲かせます。

タコノアシ(ベンケイソウ科)は、県では準絶滅危惧種に指定されており、町内数か所で見ることができます。こちらも湿地に生える植物で、花や実の付き方がタコの足に見えることからその名がつけられました。



▲ノカンゾウ



▲タコノアシ

代表者のメッセージ

町民の皆さんには、町の自然を知ってほしいです。また、野草を知るにはその生息地を訪ねる必要があります。植物の知識を深めることで、環境破壊を防ぐ一手段になると思います。今後は観察会を充実させていき、若い会員を増やしていきたいです。

植物に関心のある人、自然保護に理解のある人の入会を希望しております。私たちとともに活動してみませんか？

安全・安心な生活のために

防犯対策を!!

交通防災課 ☎888-1111 (276-277)

安全・安心な生活のために、防犯意識・防犯対策を欠かすことはできません。常日ごろから防犯意識をもって、その予防・対策に取り組み、皆さんで犯罪のないまちづくりを実現しましょう。

自動車盗難・空き巣要注意！ 茨城県内の自動車盗は全国ワースト1位！！

平成29年中の県の刑法犯認知件数※は、24,810件で全国ワースト10位、犯罪率※は854件でワースト6位となっています。特に「自動車盗」は、認知件数(1397件)・犯罪率(48.1件)ともにワースト1位となっており「空き巣」は犯罪率(46.6件)でワースト1位となっています。

※刑法犯認知件数……警察などにおいて犯罪の発生が認知された件数

※犯罪率……人口10万人あたりの犯罪発生件数(認知件数 ÷ 人口 × 10万人)

空き巣を防ぐために

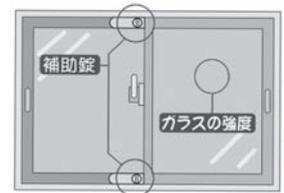
空き巣被害のうち、約5割が無施錠の窓や出入口等からの侵入を受けています。外出する際は少しの時間でも確実に鍵をかけましょう。

●自宅への対策

▼泥棒は侵入に時間がかかるのを嫌がるため、窓ガラスに防犯フィルムを貼りサッシには補助鍵をつける

▼敷地内にセンサーライト・防犯カメラ・警報器等の防犯装置を設置する

※防犯性能に優れたCPマーク表示のあるドアや窓を取り付けることも被害の防止に効果的です



自動車盗難を防ぐために

茨城県内、特に県南地方で自動車盗が多発しています。車両・駐車場への盗難防止対策を万全にし、愛車を盗難から守りましょう。

■被害が多い自動車

●乗用車: ▼プリウス ▼スカイライン ▼アクア ▼カローラ ▼クラウン ▼ヴェゼル ▼フィット ▼インプレッサ等

●貨物車: ▼エルフ ▼ハイエース ▼キャンター ▼フォワード ▼ファイター ▼レンジャー ▼ダイナ ▼コンドル等

※ハイブリット車や、新車登録が行われてから時間の経ったスポーツ車が狙われています

※被害に遭った車のうち約9割の車は施錠中など、車内に鍵を置いていない状態で被害に遭っています



●車両への対策

▼チェーン付き車輪止め

▼隠しスイッチ※ ▼イモビライザー

▼ハンドルロック ▼警報器の設置など



●駐車場への対策

▼人感センサーライトの設置

▼防犯カメラ・警報器の設置

▼門柱チェーンの設置など

※隠しスイッチとは、犯人が車両を盗もうとした際にエンジンが始動しないよう電気系・燃料系へ細工することで。未遂となった防犯対策の約半数が隠しスイッチです。取り付けに関しては自動車関連業者にご相談ください

民生委員・児童委員協議会だより

～主任児童委員の活動～



民生委員のマーク

主任児童委員とは

主任児童委員は、子どもや子育てに関する支援を専門に担当する民生委員・児童委員です。

地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や心配ごとなどの相談・支援等を行います。

ご相談の内容が他の人に伝わることはありません。安心してご相談してください。

「学校との連携」

阿見中地区主任児童委員

関根 三郎



主任児童委員になって最初感じたことは、校長先生を中心に先生達に自分の仕事を知ってもらったことでした。幸い知っている先生が各学校に何人かいて訪問しやすく、学校の実情も話してもらえた。特に、不登校の児童・生徒については家庭訪問をして実情を把握し、登下校・休日・長期休業中の注意すべき場所については現場を確認するとともに、付近にいる子どもに話しかけたりしている。

また、知り得た情報を地区民生委員・児童委員と共有し、お互いに地区の学校の状況把握を行い、地域の見守りをする事ができている。

今後とも学校や、民生委員・児童委員との連携を保ち、児童・生徒の健全育成のために努力していきたい。

「主任児童委員として」

朝日中地区主任児童委員

長沼 繁代



主任児童委員制度は、平成6年1月に設置され、平成13年に児童福祉法の改正により主任児童委員制度が法制化されました。主任児童委員も民生委員・児童委員であり、子どもや子育てに関する支援を担当し、区域担当の民生委員・児童委員と連携を図りながら支援に協力しています。

阿見町には、中学校区ごとに1名の主任児童委員がいます。小中学校の入学式・卒業式・体育祭等の行事やあいさつ運動に参加したり、夏季・冬季休業前に学校訪問したりします。

ここ数年、朝日中学校区では、民生委員・児童委員と一緒に青色パトロールをして、子ども達の下校を見守っています。また、今年9月の「中学校との交流会」で、民生委員・児童委員と共に朝日中学校を訪問し、授業参観した後に、学校側と有意義な話し合いの時間を持ちました。

今後、子育て支援・健全育成の為、多くの関係機関や団体・地域住民の皆様と連携していきたいと思えます。ご協力をお願いします。



朝日中学校との交流会

「学校とのパイプ役を」

竹来中地区主任児童委員

長塚 和子



貧困、不登校、虐待など家庭や子どもをめぐる状況は、

複雑かつ深刻化している。これらの問題を早期に発見し解決していくために、特に学校との連携を大切にしてきた。

学校行事への参加はもちろん、学校訪問を通して、家庭環境の整わない子どもや問題を抱える子どもの情報を把握してきた。中学校との交流会では、各民生委員・児童委員が生徒と一緒に給食を食べたり、授業参観をしたりする中で、中学生の食事事情や話題なども知ることができた。

学校が積極的に情報を提供してくれる一方で、私たち委員も学校では気付けない情報を提供し共有することで、より確かな支援につなげることができる。学校と地区の委員とのパイプ役を果たし、委員と共に問題を抱える子どもや家庭を見守っていきたい。



竹来中学校との交流会

地域で活躍する

シルバークラブ



～シルバークラブの設立と会員の参加をお待ちしています～

【高齢福祉課 ☎888-1111(141-743) / 町シルバークラブ連合会(福祉センターまほろば内) ☎875-6950】

現在、町内には36のシルバークラブ(単位クラブ)があります。1600人ほどの会員の皆さんが、単位クラブ内での活動や、町シルバークラブ連合会主催のスポーツ活動や文化活動に積極的に参加し、生きがいづくり・健康づくり・仲間づくりのために、元気に活動しています。

今回は、町シルバークラブ連合会が行っている主な事業活動を紹介いたします。

スポーツ活動への取り組み

■いばらきねりんんスポーツ大会

県社会福祉協議会が主催する『いばらきねりんんスポーツ大会』に出場しています。町シルバークラブ連合会が主催するグラウンドゴルフ・輪投げ・ペタンク・クロッケーの各大会で勝ち抜いた選手の皆さんが、町の代表として大会に出場します。

平成25年度・26年度では、ペタンクとグラウンドゴルフの部門で優秀な成績をおさめ、全国大会に出場しました。

■グラウンドゴルフ競技会

町総合運動公園で、第2・

第4金曜日に定例競技会を開催しています。

競技会では毎回1000人前後の選手が、日ごろの練習の成果を発揮して元気に競技に励んでいます。



▲グラウンドゴルフ競技会

■輪投げ大会

参加者が毎回300人を超える人気のある大会です。会場となる町民体育館では、毎回熱戦が繰り広げられます。

■シャフルボード大会

数年前から町民体育館で開催しています。輪投げ大会に次いで人気のある大会で、大会が近づくと、競技の練習ができる町福祉センター『まほろば』では、たくさんの方の皆さんが練習を行います。

■ペタンク・クロッケー大会

年に1回、県大会に出場する町の代表を決定するため

に、町総合運動公園で大会を開催しています。



▲ペタンク大会

文化活動への取り組み

■演芸会

年に2回開催するイベントです。カラオケ・舞踊・民謡・郷土芸能など、さまざまな演目が上演され、会員の腕を披露する絶好の場となっています。観覧を希望する人も多く、会場である本郷ふれあいセンターは、毎回約300人の観客であふれます。

■単位クラブ交流会

単位クラブ間の親睦を図るために、各行政区の公会堂等を利用した交流会を行っています。年間を通して開催し平成29年度は20クラブ10組の皆さんが参加し、交流を深めました。

■わくわく美術展

県民文化センターで開催される『わくわく美術展』へ多

数の作品を出展しています。平成25年度から3年連続で書と工芸の部門で知事賞をいただきました。平成29年度も15作品を出展しました。

■介護施設訪問

町内2つの介護施設に入所しているお年寄りへの訪問を行っています。施設側からも歓迎され、継続して行う活動になっています。

■子どもとのふれあい活動

町シルバークラブ連合会と地域の子ども育成会等が共同で行う事業です。子どもと高齢者のふれあいの場を設け、子どもの健全な育成や、高齢者の生きがいづくりを促進するために行われています。平成29年度は22の単位クラブが活動に参加しました。

シルバークラブに参加してみませんか？

町では、シルバークラブの参加・設立についての支援やシルバークラブへの補助金の交付を行っています。

シルバークラブに興味がありましたら、活動に参加してみませんか。上記問合せ先へのご連絡をお待ちしています。

住み慣れた地域で元気で生き生きと暮らすために 介護予防・日常生活支援総合事業 (総合事業)が始まりました



高齢福祉課高齢福祉係 ☎888-1111 (142)

高齢化が進むにつれて、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯、認知症の高齢者の増加が予想されます。住み慣れた地域で、いつまでも元気で生活するために、地域全体で高齢者を支えるとともに、介護が必要な状態にならないよう、自分自身でも予防することが大切です。そのための仕組みとして、介護予防・日常生活支援総合事業(以下、総合事業)を4月から開始しました。

総合事業の概要

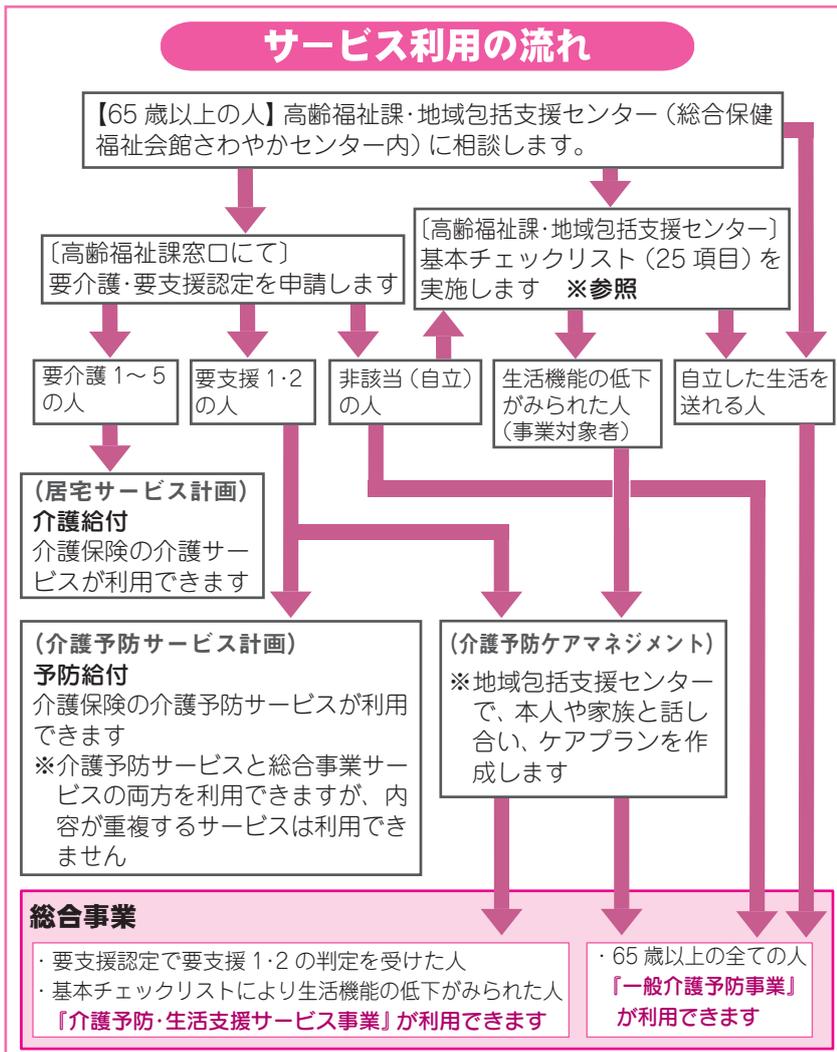
総合事業は、「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」から構成されます。総合事業の開始に伴い、これまでよりサービスの選択の幅が広がり、ひとりひとりの状況に応じたサービスを利用できます。

介護保険制度の予防給付(要支援者に対するサービス)のうち、訪問介護(ホームヘルプサービス)と通所介護(デイサービス)を総合事業に移行しました。

※訪問介護と通所介護以外の予防給付(介護予防福祉用具貸与など)に変更はありません

総合事業サービスの種類

■**介護予防・生活支援サービス事業**



※心身の状況や利用したいサービスによっては、要介護・要支援認定(新規・更新)を受けずに、「基本チェックリスト」の確認のみで、サービスを利用することができるようになりました

- 1 介護予防訪問サービス**
ホームヘルパーによる入浴や食事などの生活の支援が受けられます。従前の介護予防訪問介護に相当。
- 2 介護予防通所サービス**
施設に日帰りで通い、食事・入浴などのサービスが利用できます。従前の介護予防通所介護に相当。
- 3 自立応援通所サービス(ミニデイサービス)**

町社会福祉協議会で実施する、常時の見守りが必要ない人を対象としたミニデイサービスです。入浴サービスはありません。

※この他、町が新たに設定した独自のサービスを順次追加していく予定です

■**一般介護予防事業**
介護予防教室などの介護予防のための事業を実施します

総合事業の利用対象者

■**介護予防・生活支援サービス事業**
要支援1~2の人と「基本チェックリスト」により事業対象者と判定された65歳以上の人。

■**一般介護予防事業**
65歳以上のすべての人。

※総合事業以外の予防給付を利用する場合は、要支援認定が必要です

国民年金保険料 の額と納め方



国民年金課国民年金係 ☎888-1111 (136・137)

保 険料を未納にすると、生活の支えとなる年金が受けられなくなる場合もあります。忘れることなく納めましょう。

■保険料の額

保険料は、20歳から60歳まで納めることになります。毎月の保険料は翌月末日までに納付することになっています。

▼保険料：平成30年度は月額16,340円、平成31年度は月額16,410円

▼付加保険料：月額4,000円。

付加保険料を納付すると、2,000円×付加保険料納付済月数—で計算された金額が、老齢基礎年金に計算されます

※納めた保険料は、全額社会保険料控除の対象となります

■納め方

①納付書(現金)で納付

日本年金機構から送付された納付書で、銀行・郵便局・農協・漁協・信用金庫・労働金庫・信用組合・コンビニエンスストア—で納めることができます(役場・出張所では取り扱いできません)。

②納付書(現金)による前納で納付

納める月が早いほど割引額が多くなります。

その年度の一定期間の保険料を前もってまとめて納める(前納)と、保険料が割り引きされてお得です。

▼2年前前納…割引額14,420円

▼1年前前納…割引額3,480円

▼半年分前納…割引額8,000円

③口座振替で納付

口座振替なら納付書(現金)で納めるより割引額が多くお得です。

▼2年前前納…割引額15,650円

▼1年前前納…割引額4,110円

▼半年分前納…割引額1,110円

▼毎月納付は2種類

▼早割(当月末振替)…月々50円割引(例：4月分の保険料を4月末日に振替)

▼翌月末振替…割引なし(例：4月分の保険料を5月末日に振替)

▼口座振替手続きに必要なもの
▼年金手帳または納付書等

基礎年金番号のわかるもの

▼通帳▼金融機関届出印

※口座をお持ちの金融機関・郵便局窓口または年金事務所

所でお申し込みください

④その他

電子納付やクレジットカードを利用した納付もできます。

▼口座振替で前納するのがお得です

納付方法	1 か月分	6 か月分	1 年分	2 年分
現金支払い(月々)	16,340円	98,040円	196,080円	393,000円
現金支払い(前納) 【割引額】	—	97,240円 【800円】	192,600円 【3,480円】	378,580円 【14,420円】
口座振替(早割) 【割引額】	16,290円 【50円】	97,740円 【300円】	195,480円 【600円】	391,800円 【1,200円】
口座振替(前納) 【割引額】	—	96,930円 【1,110円】	191,970円 【4,110円】	377,350円 【15,650円】

※納めていない期間の保険料については、納付期限から2年を経過すると時効により納められなくなります

※時期により前納できる期間に制限があります

☎825-1170

※詳しくは土浦年金事務所
にお問い合わせください

平成29年4月より、現金・クレジットカード納付について2年前前納をご利用いただけます。

4月1日から—

新しくなります 国民健康保険証

国保

国保税
納めて安心
わが家の健康

国保年金課国保係 ☎888-1111 (131~133)

国民健康保険証を4月1日付けで更新します。保険証は個人ごとのカード型になっています(下図参照)。3月下旬に郵送しますので、新しい保険証が届いたら内容をよく確かめてください。

取り扱い上の注意

個人ごとのカード型のため、紛失や汚損にご注意ください。また、保険証の再交付を希望する場合には、身分証明書(運転免許証など)を持参のうえ、世帯主または同一世帯のご家族が国保年金課窓口へ届け出てください。

※古い保険証は、有効期限が過ぎたら、切り刻むなどして処分するか、国保年金課窓口までご返却ください

今回から国民健康保険証の有効期限が変わります

今までは国民健康保険証の有効期限は4月から翌年3月まででしたが、今後は8月から翌年7月までに変更になります。この変更に伴い、今回の国民健康保険証の有効期限は原則、平成30年4月から平成31年7月までの1年4か月になります。

国民健康保険証と高齢受給者証が1枚のカードになります

これまでは、70歳から74歳の方が医療機関を受診すると、「保険証」と負担金の割合を記載した「高齢受給者証」の2枚の提示が必要でした。平成30年4月からは、利便性向上のため、保険証に高齢受給者証の内容も記載した1枚のカードに変わります。

ただし、高齢受給者証の更新が平成30年8月のため、高齢受給者証対象者の人は、今回お送りする保険証の有効期限は平成30年7月までになります。平成30年8月から平成31年7月までの保険証は平成30年7月に送付します。

▼国民健康保険証

こくほこくほこくほこくほ	茨城県 国民健康保険 被保険者証	有効期限	記号 阿見 番号	
	氏名			性別
	生年月日			
	適用開始年月日			
	世帯主氏名			
	住所			
	交付年月日			
	交付者の名称及び印 保険者番号	茨城県稲敷郡 阿見町 080580		
			阿見町役場 電話029(888)1111(代表)	
				

▼国民健康保険証兼高齢受給者証

こくほこくほこくほこくほ	茨城県 国民健康保険 被保険者証 兼高齢受給者証	有効期限	記号 阿見 番号	
	氏名			性別
	生年月日			負担割合
	適用開始年月日			割
	世帯主氏名			
	住所			
	高齢受給者証発行期日			
	交付年月日			
	交付者の名称及び印 保険者番号	茨城県稲敷郡 阿見町 080580		
			阿見町役場 電話029(888)1111(代表)	

新たに高齢受給者証対象者になる人へ

平成30年4月2日から平成31年7月1日までに70歳になる人は、今回お送りする保険証の有効期限が、誕生月の月末（1日生まれの人は誕生月の前月末）になります。

有効期限が切れる前に保険証（高齢受給者証と1枚になったもの）をお送りします。

平成31年7月末までに75歳になる人へ

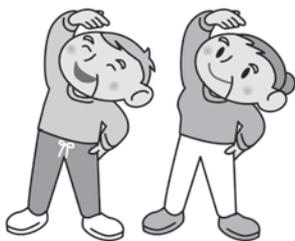
平成31年7月末までに75歳になる人は、75歳の誕生日から後期高齢者医療制度の保険証に変わります。

そのため、今回お送りする国民健康保険証の有効期限は75歳の誕生日の前日になっています。

75歳の誕生日以降の後期高齢者医療制度の保険証は、誕生日の前に郵送します。



退職者医療制度用の保険証をお使いで、平成31年7月1日までに65歳になる人へ



退職者医療制度用の保険証をお使いで、平成31年7月1日までに65歳になる人は、65歳に到達した月の翌月（1日生まれの人はその月）から一般保険証に変わります。また被扶養者の人も同時に一般保険証に変わります。

一般保険証は退職者医療制度用の保険証の有効期限が切れる前にお送りします。

外国人の保険証の有効期限について

今年度から、通常の保険証の有効期限より前に在留期限が満了する人は、保険証の有効期限が在留期限までになります。

在留期限の更新の情報が入り次第、更新の保険証は郵送しますが、お急ぎの場合は国保年金課窓口にて在留カードをご持参ください。

平成30年4月から国民健康保険制度が変わります

平成30年度から、国民健康保険制度は県と市町村が共同で運営する制度に改正されます。皆様のご理解とご協力をお願いします。

- 県は、市町村が保険給付に必要な費用を全額市町村に支払います。これにより医療費が急激に増加しても、市町村は安定した保険給付が行えます
- 市町村は、国保事業費納付金を県に納めます。納付金額は市町村ごとの医療費や所得の状況に応じて県が決定します
- 窓口業務（保険者証の発行、保険給付、保険税率の決定、保険税の賦課・徴収、特定健診等の保健事業など）は、従来どおり市町村が行います



町運動普及推進協議会だより

みなさんお元気ですか？

少し体を動かすだけで、体も心もすっきりしますよ！



町運動普及推進協議会事務局（健康づくり課内） ☎888-2940

運動普及推進協議会は、町民のみなさんに健康を維持するための運動の普及活動を行うボランティア団体です。今回は、ロコモティブシンドロームについてお話しします。

ロコモティブシンドロームとは？

皆さんは、ロコモティブシンドローム（以下ロコモ）という言葉をご存じですか。これは「**運動器の障害により、移動能力の低下をきたした状態**」をいいます。

運動器とは、**体を動かす仕組み**のことです。骨、関節、靭帯、筋肉、神経などで構成されます。

移動能力とは、「立つ」「歩く」「走る」「座る」など、文字通り**身体の移動に関わる機能**のことです。

こうした機能が低下してしまうと、介護が必要な状態になるリスクが大きくなります。

ロコモチェック項目 若い世代も要注意！

- ①片脚立ちで靴下がはけない
- ②家の中でつまずいたり滑ったりする
- ③階段を上がるのに手すりが必要である
- ④家のやや重い仕事が困難である
- ⑤2kg程度の買い物をして持ち帰るのが困難である(1ℓの牛乳パック2個程度)
- ⑥15分くらい続けて歩くことができない
- ⑦横断歩道を青信号で渡りきれない



出典：日本整形外科学会「ロコモパンフレット 2015 年度版」

ひとつでも当てはまれば、ロコモの心配があります。運動器が衰えているサインです。あなたは大丈夫ですか？日ごろ運動不足の人は、機能が低下しているおそれがあります。今よりも10分でも多く身体を動かしましょう！

運動不足の解消に、ウォーキングはいかがですか？

私たちは、皆さんが無理なくウォーキングをできるように、私たちが足を運んで見て歩いたウォーキングコースのマップを作っています。少しずつコースを追加していますので、町総合保健福祉会館（さわやかセンター）または町ホームページ (<http://www.town.ami.lg.jp/0000001656.html>) でご確認ください。



運動普及推進員の活動

運動普及推進員は、平成6年度から活動が始まり今年で23年目になります。メンバーは現在26人。3年ごとに運動普及推進員の養成講座があり、平成30年度にも開催予定です。「広報あみ」10月号通常版（平成29年9月22日発行）でもお伝えしました「つるかめ教室」のほか、さわやかフェアなど町の行事への参加や、ふれあい地区館など各地区からの依頼にお応えして、各地区公民館などで楽しく運動を紹介しています。

参加して下さる人に合わせて健康づくりのためのいろいろな種類の体操やレクリエーションを行います。タオルを使用した体操・転倒予防体操・筋トレ・ストレッチ等も行います。体や頭の体操になるレクリエーションも好評で、いろいろなメニューを用意して、歌ったり、笑ったり、おしゃべりしたりと、地域の皆さんと交流しながらの楽しい時間です。「体が軽くなって帰れる」と笑顔の皆さんにお会いできることが嬉しいです。

私たち運動普及推進員と楽しい時間を過ごしてみませんか？

消費者コーナー

『町消費生活センターだより』 29年度・第4回

消費者問題のご相談は、
お気軽に下記まで！



インターネットの旅行予約は、よく確認を！

近年、インターネットを利用してパッケージツアーや航空券、宿泊施設の予約をする若者が増加しています。それに伴い契約トラブルも発生しています。今回は国内の旅行業者と結ぶ旅行契約に関するトラブル事例を紹介します。

●旅行業法の規定により、旅行の形態は次の3つに区分されています

- ▼**募集型企画旅行**: 旅行業者が目的地・日程・交通手段・宿泊先等をあらかじめ設定し、参加者を募る旅行（パッケージツアー等）
- ▼**受注型企画旅行**: 旅行者の依頼に応じて旅行業者が旅行内容や代金等を提案し実施する旅行（修学旅行等）
- ▼**手配旅行**: 旅行者が計画を立て旅行業者に運送・宿泊施設等の手配を依頼して行う旅行

事例

2か月先に友人と海外旅行に行くことになり、国内の旅行業者のサイトで海外航空券を申し込み、代金を支払った。1週間後、搭乗予定日に別の用件があることに気がつきキャンセルを申出たら、航空券のキャンセル料の他に取消手数料がかかると言われた。



アドバイス

事例は手配旅行契約にあたり、手配旅行では契約直後から旅行業者の定める取消手数料がかかります。パッケージツアーの取消料とは異なりますので注意が必要です。契約する前にサイト内の規約を必ず読み、取消しや変更の条件を確認するようにしましょう。

若者向け悪質商法被害防止共同キャンペーン中です

進学・就職シーズンは若者の消費者被害が増加します。社会経験が乏しく、契約についての知識が不足している若者を狙って悪質業者はさまざまな手口で近づいてきます。うまい話にだまされないようにしましょう。

◎町長からのメッセージ

町では、悪質商法や詐欺などの未然防止および早期救済のため、平成16年度から消費生活センターを開設し、町民の皆さまからのご相談に対して、消費生活に関する資格を有した専門の相談員が対応しております。しかしながら、近年、インターネットや電子マネーの普及により生活は便利になる一方、環境の変化によって生じるトラブルはますます多様化・複雑化し、高齢者や若者などの契約弱者を狙った悪質商法や二重電話詐欺などの被害が後を絶ちません。町ではこれからも、町民の皆さまが安全・安心な消費生活を送れるよう相談体制の充実を図るとともに、広報紙やホームページでの注意喚起や出前講座の開催など、消費者行政を推進してまいります。町民の皆さまには、日ごろより消費生活センターが発信する情報をよくご確認いただき、消費生活に関してお困りのことや気になることがございましたら、お気軽に消費生活センターまでご相談くださいますようお願い申し上げます。

阿見町長 天田富司男

問い合わせ: ▼町消費生活センター ☎888-1871 (ファクシミリ兼用/月~金
曜日の午前9時~午後4時 ※土・日・祝日は消費者ホットライン ☎188へ)
ホームページ http://www.town.ami.lg.jp/soshiki/21-7-0-0-0_1.html
▼商工観光課 ☎888-1111 (171)



平成 30 年 5 月請求分から 上下水道料金を改定します



上下水道課 ☎889-5151

水道料金 ※家事用のみの改定になります

町では、現行料金を 30 年近く据え置いてまいりましたが、節水意識の高まりの中、使用量に見合った負担とする料金体系が必要な状況となっております。今回の料金改定により受益者負担の原則にのっとり、公平な負担を求めるとともに、中長期的に健全な経営ができるように利用者の皆様のご理解をお願いいたします。

■ 水道料金の主な改定について

- ① 基本水量 (10 m³まで使用水量に係わらず定額) を廃止します
- ② 従量制 (実際の使用水量により水道料金を算出) を導入します
- ③ 基本料金を 1,800 円 (基本水量 10 m³) から 700 円 (基本水量なし) に改定します

■ 1 か月あたりの家事用水道料金新旧対照表 (税抜)、メーター使用料 (※) は別途加算

区分	使用水量	現行料金	新料金
基本料金	—	10 m ³ まで 1,800 円	700 円
従量料金 (1 m ³ につき)	① 1 m ³ ~ 10 m ³	—	110 円
	② 11 m ³ ~ 30 m ³	220 円	220 円
	③ 31 m ³ 以上	260 円	260 円

※メーター使用料は口径別に定められています

1 か月あたりの主なメーター使用料 ▼ 13 mm:80 円 ▼ 20 mm:150 円 ▼ 25 mm:160 円

■ 新料金計算例 (1 円未満切捨て)

水道料金の計算方法: 基本料金 + 従量料金 + メーター使用料

※従量料金は使用水量に応じ上記①~③の料金を段階的に適用して算出します

▼ 家事用、口径 13 mm で 5 m³ 使用時

- | | |
|-----------------------------------|----------------------------------|
| ① 基本料金 | 700 円 |
| ② 従量料金 (5 m ³) | 110 円 × 5 m ³ = 550 円 |
| ③ メーター使用料 (13 mm) | 80 円 |
| 小計: ① + ② + ③ = 1,330 円 | |
| 合計: 1,330 円 + 消費税 106 円 = 1,436 円 | |

▼ 家事用、口径 20 mm で 24 m³ 使用時

- | | |
|-----------------------------------|---|
| ① 基本料金 | 700 円 |
| ② 従量料金 (10 m ³ まで) | 110 円 × 10 m ³ = 1,100 円 |
| | (11~24 m ³) 220 円 × 14 m ³ = 3,080 円 |
| ③ メーター使用料 (20 mm) | 150 円 |
| 小計: ① + ② + ③ = 5,030 円 | |
| 合計: 5,030 円 + 消費税 402 円 = 5,432 円 | |
| (現行の料金体系と同じ料金になります) | |

下水道使用料 ※農業集落排水使用料は対象外です

町では、今日まで経費削減に努力してまいりましたが、現行使用料では経費の全てを賄いきれず、一般会計 (町税等) からの繰入れによる赤字補填をしており、下水道使用者以外の皆さんにも運営費を負担していただいている状況です。

今後ますます深刻となる老朽化に伴う公共下水道施設の更新費用の増大や過去に建設した公共下水道施設に係る借入金の返済等、公共下水道の財政状況は一段と厳しいものになると想定されます。また、少子高齢化や人口減少などにより町財政についても厳しい状況にある中で、今後も一般会計からの繰入れによる赤字補填に頼った事業の継続は困難となります。

今回の料金改定により一般会計からの繰入額を削減し、公共下水道財政の健全な経営ができるよう、利用者の皆様のご理解をお願いいたします。

■ 下水道使用料の主な改定について

基本料金を 1,000 円から 1,300 円に改定します。

■ 1 か月あたりの下水道使用料新旧対照表 (税抜)

区分	排除汚水量	現行料金	新料金
基本料金	10 m ³ まで	1,000 円	1,300 円
超過料金 (1 m ³ につき)	① 11 m ³ ～20 m ³	120 円	120 円
	② 21 m ³ ～30 m ³	130 円	130 円
	③ 31 m ³ ～50 m ³	150 円	150 円
	④ 51 m ³ ～100 m ³	160 円	160 円
	⑤ 101 m ³ ～500 m ³	170 円	170 円
	⑥ 501 m ³ 以上	180 円	180 円

■ 新料金計算例 (1 円未満切捨て)

下水道使用料の計算方法: 基本料金 + 超過料金 (排除汚水量 × 1 m³の単価)

※超過料金は上記①～⑥の排除汚水量に応じ、使用料を段階的に適用して算出します

▼ 5 m³使用時

- ①基本料金 (10 m³まで一律) 10 m³ = 1,300 円
 - ②超過料金 (10 m³以内のため発生しません) 0 円
- 小計: ① + ② = 1,300 円
合計: 1,300 円 + 消費税 104 円 = 1,404 円

▼ 24 m³使用時

- ①基本料金 (10 m³まで一律) 10 m³ = 1,300 円
 - ②超過料金 (11 ~ 20 m³) 120 円 × 10 m³ = 1,200 円
(21 ~ 30 m³) 130 円 × 4 m³ = 520 円
- 小計: ① + ② = 3,020 円
合計: 3,020 円 + 消費税 241 円 = 3,261 円

▼ 水道を使っていない人または井戸を併用している人の排除汚水量の計算方法

家族人数 (人) × 6 m³ で排除汚水量を計算します。 計算例 4 人家族の場合: 4 人 × 6 m³ = 24 m³

改定後の 1 か月あたりの家庭用上下水道料金早見表 (税抜)、メーター使用料 (※) は別途加算

使用 (排除) 水量	区分	現行料金	新料金	差額	差額合計
1 m ³	水道	1,800 円	810 円	△ 990 円	△ 690 円
	下水道	1,000 円	1,300 円	300 円	
5 m ³	水道	1,800 円	1,250 円	△ 550 円	△ 250 円
	下水道	1,000 円	1,300 円	300 円	
10 m ³	水道	1,800 円	1,800 円	0 円	300 円
	下水道	1,000 円	1,300 円	300 円	
15 m ³	水道	2,900 円	2,900 円	0 円	300 円
	下水道	1,600 円	1,900 円	300 円	
20 m ³	水道	4,000 円	4,000 円	0 円	300 円
	下水道	2,200 円	2,500 円	300 円	
30 m ³	水道	6,200 円	6,200 円	0 円	300 円
	下水道	3,500 円	3,800 円	300 円	
40 m ³	水道	8,800 円	8,800 円	0 円	300 円
	下水道	5,000 円	5,300 円	300 円	
50 m ³	水道	11,400 円	11,400 円	0 円	300 円
	下水道	6,500 円	6,800 円	300 円	

住吉地区にお住まいの人へ

住吉地区にお住まいの人で土浦市から阿見町へ給水切替がある人は、水道の現行料金や上下水道新料金の変更時期などが異なります。検針時のポスティングで別途お知らせしておりますので、そちらをご覧ください。ご確認いただけない人は上下水道課へお問い合わせください。



町体育協会シンボルマーク

町体育協会ホームページ http://www.town.ami.lg.jp/soshiki/14-4-0-0-0_1.html

町体育協会事務局（中央公民館内） ☎888-2526

各種大会の結果（敬称略）

● 秋季町民バレーボール大会

期 日	10月1日(日)
場 所	町民体育館
成 績	▽優勝:阿見サンクラブ ▽準優勝:ミッキー&つくみ ▽3位:しらすぎ

● 阿見パークゴルフ秋季大会

期 日	10月4日(水)
場 所	小貝川ふれあい公園(下妻市)
成 績	▼男子の部 ▽優勝:小室末吉▽準優勝: 宮本信夫▽3位:飯島和夫 ▼女子の部 ▽優勝:大室正子▽準優勝: 飯島光子▽3位:村山和子 ▽総合優勝:大室雅彦 ▽ホールインワン:菊川道子

● 第37回グラウンドゴルフクラブ杯・競技大会

期 日	11月16日(木)
場 所	総合運動公園陸上競技場
成 績	▼男子の部 ▽優勝:小室末吉▽準優勝: 小松崎清司▽3位:奥野好雄 ▼女子の部 ▽優勝:大室正子▽準優勝:木 村照子▽3位:蛭名ミヤ子

● 岡田奨励旗剣道大会

期 日	11月3日(金)
場 所	竹来中学校体育館
団 体	▼小学生低学年の部 ▽3位:阿見・舟島連合 ▼小学生高学年の部 ▽準優勝:阿見剣友会 A
個 人	▼小学生3年生以下の部 ▽準優勝:栗山大諒(舟島 剣道クラブ)
	▼小学生4年生の部 ▽3位:仲川友人(阿見剣友会)
	▼小学生5年生の部 ▽優勝:浅野達彦(君原剣 友会)▽3位:松本暖那(君原 剣友会)
	▼基本の部 ▽優秀賞:浅野光彦(君原剣 友会)、栗山雛羽(舟島剣道 クラブ)
	▼中学生男子の部 ▽優勝:菅谷雅翔(阿見中) ▽準優勝:高野正士朗(阿見 中)▽3位:石嶋崇人(阿見 中)、根本彪吾(竹来中)
	▼中学生女子の部 ▽優勝:飯島彩矢(竹来中) ▽3位:秋山一華(竹来中)、 小保方遥香(阿見中)

● 第47回町民野球大会

期 日	10月9日(月)、11月5日(日)
場 所	総合運動公園町民球場
成 績	▽優勝:パピヨンズ▽準優 勝:すみれ▽3位:理想筑波、 阿見ジャンキーズ

● 地区対抗ソフトボール大会

期 日	11月12日(日)、19日(日)
場 所	総合運動公園町民球場
成 績	▽優勝:三区下Bチーム ▽準優勝:岡崎チーム ▽3位:筑見チーム、上本郷 チーム

● 第20回阿見町地区別対抗ゴルフ大会

期 日	11月17日(金)
場 所	桜ゴルフ倶楽部(稲敷市)
成 績	▼団体の部 ▽優勝:阿見小地区▽準優勝: 阿見第一小地区▽3位:本郷 小地区 ▼男子の部 ▽優勝:小松沢敏▽準優勝:渡 部茂美▽3位:大崎嘉一 ▼女子の部 ▽優勝:墳本美智子▽準優 勝:清水正子▽3位:関根 ひとみ

阿見町スポーツ少年団への登録について

町では、9種目(野球・剣道・ミニバスケットボール・柔道・パドミントン・サッカー・陸上・ドッジボール・バレーボール)26団体が阿見町スポーツ少年団に加入し、スポーツを通じた子どもたちの心身の鍛錬を目標に、日々熱心に活動しています。スポーツ少年団として登録することで▼団体の活動に町から助成金が支出される▼毎年全国規模で開催されるスポーツ少年団の大会に出場できる等のメリットがあります。

町スポーツ少年団へ登録する際は、次の3点にお気をつけください

- 1 ホームページ上での手続きが必要になります
 - 2 満3歳以上(4月1日現在)の児童から登録できます
 - 3 スポーツ少年団として団体が登録する場合は、原則として団員が10人以上、指導者が2人以上必要です
- 詳細については、町体育協会事務局(中央公民館内) ☎888-2526 までお問い合わせください。また、新しくスポーツ少年団に加入を予定している団体は、町体育協会事務局まで事前にご相談ください。

図書館へようこそ!

開館時間

火～金曜日/午前9時～午後7時

※土・日・祝日は午後5時まで

問い合わせ ☎ 887-6331

町立図書館は、どなたにでもご利用いただける、町の生涯学習施設です。地域の皆さんの心と生活の豊かさと、町の活性化のための活動を支援しています。中央公民館と同じ敷地内にあり、交通も至便な場所で広い駐車場も完備しています。まだいらしたことがない人も、どうぞお気軽に図書館へお出かけください。



■図書館ってどんなところ？

図書館では、約15万冊ある図書や、新聞・雑誌・視聴覚資料(CDやDVD)などを、無料で閲覧・借りることができます。図書館のホームページ(http://www.town.ami.lg.jp/soshiki/22-4-0-0-0_1.html)でも簡単に図書・雑誌・視聴覚資料の検索ができますので、一度のぞいてみてください。

■図書館ではどんなことができるの？

図書や雑誌などを読んだり借りたりするほかにも、CDやDVDを視聴することもできます。また、学習スペースを使用したり、インターネットを使って調査をしたりすることもできます。探し方や調べ方がわからない時は、お手伝いしますので、お気軽にカウンターやお近くの職員にお申し出ください。また、ご年配の人にも読みやすい大活字本、さわって楽しめる仕掛け絵本や点字図書、外国語の本なども所蔵しています。

■利用するにはどうしたらいいの？

館内で資料を見るのはどなたでも利用できます。図書カードのご提示は不要です。図書館の資料(本・雑誌・視聴覚資料)を館外貸出するときや館内のパソコンを使用するときは図書カード

▼図書カードを作れる人

	対 象	貸出内容
町内に在住する人	年齢制限なし	図書:無制限・雑誌:10冊・視聴覚資料:3点
町外に在住する人	18歳以上	図書:5冊・雑誌:5冊・視聴覚資料:3点

が必要です。現住所の記載された身分証(学生証・保険証も可)をお持ちいただければ、その場で発行できます。

図書カードは、各公民館図書室と共通です。カードを作るときは必ず本人が来館し、手続きをしてください。貸出期間は、図書・雑誌が14日間、視聴覚資料が7日間です。次の予約がない資料は、一度だけ7日間の延長が可能です。

図書カードのパスワードを登録すると、インターネットや検索端末から資料の予約ができます。また、予約資料の入荷連絡にはメールアドレスの登録が便利です。随時登録できますので、ぜひご利用ください。なお、今後、貸出内容が変更になる可能性があります。

■読みたい本の所蔵がない！

図書館で所蔵していない本をリクエストできます。ただし、リクエスト用紙の提出は、購入の可・不可に関わらず、月に1人1枚まで、出版1年以内の図書に限ります(検討の結果、リクエストのご希望に添えない場合もあります)。

国立国会図書館・県立図書館・県内の公立図書館および茨城大学・県立医療大学の資料を取り寄せて借りることもできます(「相互貸借」といいます)。「相互貸借」は月に1人5冊(国立国会図書館の資料は、年に1人4冊)までです。

※リクエスト・相互貸借は町内在住・在勤・在学の人に限りです。申込書は、本人が来館して提出してください

■貸出し以外のサービスはないの？

図書館やボランティア団体、地域の皆さんが企画したさまざまな企画やイベントに参加できます。『広報あみ』お知らせ版の「図書館だより」や、図書館で配布している「あみ★ライブラリー」のほか、貸出レシートに記載するなどして、毎月のイベントをご紹介します。また、2階視聴覚室を学習スペースとして開放しています。どうぞご利用ください。

特別選書コーナー	毎月の展示テーマにちなんだおすすめの図書(一般書・児童書)などをご紹介します。
映像資料上映会	毎月2回、児童向けと一般向けの上映会を開催しています。また、上映作品に関する本も展示しています。
講演会や講座・教室	夏休みや生涯学習フェスティバルに合わせて、さまざまなイベントを企画しています。
幼児・児童向け読み聞かせ	【絵本】『おはなしポシェットの会』の皆さんが毎週火曜日に、【紙芝居】『紙芝居レインボー』の皆さんが毎月第1日曜日に、それぞれ読み聞かせをしています。赤ちゃんからご参加いただけます。
ブックスタート	町の4か月児健診会場で、該当者にブックスタートパックの手渡しと読み聞かせを実施しています。
赤ちゃんタイム	毎週火曜日午前10時～正午まで、赤ちゃん連れの利用者優先の時間帯を設けています。
ちびっこコンサート	年4回、童謡を中心としたピアノコンサートを開催しています。
古本市	さわやかフェアなどに合わせて、除籍本の無料配布を行っています。
雑誌広告掲載制度	民間事業者等の皆さんに、雑誌を広告媒体とする情報発信の場を提供しています。

※図書館の利用方法などについてご不明な点は、お気軽に図書館(☎ 887-6331)にお問い合わせください

予科練平和記念館だより

予科練平和記念館ホームページ <http://www.yokaren-heiwa.jp/>

予科練平和記念館 ☎891-3344 開館時間:月曜日を除く午前9時～午後5時

企画展『シベリア強制抑留関係展示会』開催中

一般財団法人全国強制抑留者協会より借り受けた資料を基に、戦後、シベリアを中心とする旧ソ連各地に抑留された人々についての展示を実施します。

- ▼期 日:3月18日(日)まで ※月曜日休館。月曜日が祝日の場合は翌火曜日が休館
- ▼時 間:午前9時～午後5時(入館は4時30分まで)
- ▼場 所:予科練平和記念館20世紀ホール
- ▼観覧料:無料(常設展の観覧には通常のコインがかかります)

『おはなしとむかしあそびの会』開催(無料)

予科練平和記念館にある、選りすぐりの絵本で読み聞かせを行います。その後は、「むかしの遊び」で楽しく遊ばしましょう。お子さまと一緒にご参加ください。

- ▼期 日:3月10日(土)
- ▼時 間:①午前10時30分～11時②午後2時～2時30分
- ▼場 所:予科練平和記念館情報ラウンジ
- ▼対 象:小学生まで ※未就学児は保護者同伴でお願いします
- ▼その他:事前予約不要。当日直接お越しください



▲おもちゃの病院の様子

●『おもちゃの病院』を同日開催します

壊れたおもちゃをご持参いただければ『おもちゃドクター』が直します。おもちゃの診察は原則無料ですが、部品代・材料代等の実費をいただく場合があります。修理できるおもちゃの種類など、詳しくは予科練平和記念館にお問い合わせください。

- ▼受付時間:午前10時～正午、午後1時～3時
- ▼場所:予科練平和記念館ラウンジ
- ▼その他:事前申込不要。当日直接お越しください。また、当日は他のイベントも同時に行われます。詳細は、後日ホームページ等でご案内します

講演会『ペリリュー島の戦い』開催

太平洋戦争中に行われたペリリュー島の戦いについての講演会です。茨城県出身者が多く参加していた歩兵第2連隊の戦いの経緯を、中川連隊長の統率を含めて考察します

- ▼日 時:3月25日(日)午後2時～3時30分
- ▼講 師:大橋良一氏(予科練平和記念館歴史調査委員)
- ▼場 所:予科練平和記念館情報ラウンジ
- ▼その他:申込不要・参加料無料

◎学芸員のつばやき

ようやく、朝の水道も暖くなる季節になってきました。今回は予科練習生の洗面の話です。

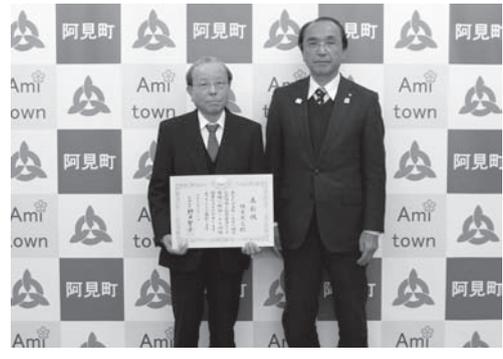
ある予科練習生の体験記によれば、昭和18年(1943年)の土浦海軍航空隊では、朝には洗面器を使わなかったそうです。大混雑した蛇口前の列に並ぶと、歯磨き粉をつけた歯ぶらして先に歯をみがきます。水は使いません。自分の番になると蛇口に口を近づけ口をすすぎ、そのついでに顔を洗い、すぐに駆け出すという大変慌しいものでした。



まちの できごと

監査事務功労者総務大臣 表彰を受賞橋本英之さん

12月18日、役場において地方自治法施行70周年記念監査事務功労者総務大臣表彰を受賞された橋本英之さん(写真左)の表彰伝達式を行いました。
橋本さんは平成9年7月から平成29年9月までの19年9か月の間、町監査委員として長年監査事務に精励し、地方自治の発展に貢献したことが評価され、今回の受賞となりました。おめでとございます。



農業女子プロジェクト 活動報告会実施

12月15日、農業女子プロジェクトin Ami(主催・東京農業大学、共催・井関農機(株)・町)が開催されました。当日は100人を超える農業関係者が訪れ、大学生による町での宿泊型農業実習・産地化を推進する常陸秋そばを活用した新商品開発に関する意見交換会や、そばを活用した料理・菓子等の試食も行われ、町産常陸秋そばのPRを図りました。



オーストラリア国立バレエ団で活躍する 山田悠未さん

町出身の山田悠未さんは、オーストラリア国立バレエ団に所属し、オーストラリア国内のさまざまな都市において年間約200回の公演に出演しています。
山田悠未さんは5歳からバレエを始め、中学生3年生の時に日本で開催されたコンテストで上位入賞したことから、オーストラリアンバレエスクールのスカウトを受けて留学しました。
その後、2016年同校を首席で卒業し、現在のバレエ団に入団しました。
今後は、プリンシパル(ダンサーの最高位)を目指して、さらなる活躍が期待されます。



町内郵便局と包括連携に 関する協定を調印

12月4日、町内6郵便局と包括連携に関する協定を締結しました。これまでも防災分野や道路損傷・不法投棄の情報提供等で連携活動を行ってきましたが、今回締結した協定では、内容の見直しについて協議するとともに、高齢者や子どもの見守り活動等、地域の安全に関する分野の拡充を行いました。
町では、地域課題の解決に向けて、今後も各関係団体との連携に取り組んでいきます。



住まいのことなら **美都住建へ**

家の耐震等が心配という方には、当社のホームワエル耐震診断士が無料でアドバイスさせていただきます。
土台と梁、桁、柱を優れた構造用下地材で固定するため耐力が分散し、高い安定した構造耐力が得られます!!

●新築住宅に関する事は **美都住建** 検索

建築業知事免許(般-29) 第22375号 【本 社】阿見町実穀 1283-10
(株)美都住建 TEL.029-842-7196
【陶板浴 和】阿見町中央 1-5-32

もっと楽しく! 快適に!
リフォームしませんか?

リフォームアドバイザーが親切・丁寧に
対応させて頂きます。

Before After
屋根 外壁 水廻り 外構...etc

【南美都和】 検索

茨城県知事免許 第5548号
(有)美都和三 阿見町中央 1-5-32
TEL.029-891-2200



インフォメーション

お知らせ 町内産たけのこの出荷および販売について

町内産たけのこの出荷および販売を行うためには『阿見町における管理計画』に基づき生産者台帳への登録と出荷前検査等が必要になります。

まだ生産者台帳に登録していない人や、詳細につきましては左記にお問い合わせください。

■ 農業 振興課 ☎ 8888-1111 (180)

代外 町シルバー人材センター 入会説明会開催

▼ 期日 3月6日(火)
▼ 時間 午前10時から
▼ 場所 町シルバー人材センター(総合保健福祉会館別館)
▼ 対象 当センターの趣旨に賛同し健康で働く意欲のある町内在住の60歳以上の人(入会承認制)

■ (公社)町シルバー人材センター ☎ 8888-2036

代外 町地域包括支援センター(総合保健福祉会館内) ☎ 887-8124

募集 『家族介護支援事業』 参加者募集

▼ 期日 3月13日(火)
▼ 時間 午後1時30分～3時
▼ 場所 総合保健福祉会館『さわやかセンター』2階講座室
▼ 内容 町の高齢者関連サービス(4月改正の介護保険制度のポイントも含めて)

募集 JRA美浦トレーニングセンター 初心者乗馬クラス参加者募集

▼ 期日 4月11日(水)～平成31年3月29日(金)の毎週水・金曜日 ※祝日および春・夏・冬休み等の期間を除く
▼ 時間 午前8時30分から4時
▼ 場所 美浦トレーニングセンター乗馬苑(美浦村美駒)

40歳の人
▼ 募集人数 10人(応募者多数の場合抽選)
▼ 参加料 無料 ※スポーツ安全保険に加入すること
▼ 申込期間 3月7日(水)まで
▼ 申込方法 氏名(ふりがな)・住所・電話番号を記入し、メールで左記に申し込む
▼ その他 当選者は3月22日(木)に開催される説明会に必ず出席すること。欠席の場合以降の活動に参加することができません

▼ 美浦トレーニングセンター 乗馬苑 ☎ 8855-5932
▼ <http://jra.jp/news/201801/012002.html>
▼ niho-riding@jra.go.jp

お知らせ 茨城空港を利用してみませんか?

茨城空港では、札幌・神戸・福岡・沖縄(那覇)の4都市と中国(上海)へ就航しており、3月上旬には台湾へのチャーター便が運行します。また、3100台分の駐車場が無料で利用できます。

今後も路線の充実に向けて取り組んでいきますので皆さんのご利用をお待ちしています。

※詳細は下記ホームページをご覧ください

<http://www.ibaraki-airport.net>

代外 いばらき企業説明会2018 開催

県では、県内企業40社が参加する企業説明会を開催します。ぜひご参加ください。

▼ 期日 3月19日(月)
▼ 時間 午後1時～3時30分
▼ 場所 ホテルマロウド筑波(土浦市城北町)

▼ 対象 大学院・大学・短大・高専・専門学校等の平成31年3月卒業予定者および既卒未就職者

▼ その他 申込不要 参加費無料

■ 茨城労働局職業安定課 ☎ 2029-224-6218

募集 『茨城いのちの電話』 電話相談員募集

茨城いのちの電話は365日・24時間体制で電話相談を受けています。あなたもボランティア相談員になつて活動に参加しませんか? 詳細は左記にお問い合わせください。

▼ 研修期間 6月～平成32年3月
▼ 研修場所 つくば市周辺
▼ 対象 23歳以上の人でいのちの電話の趣旨に賛同し活動・研修に積極的に参加できる人

▼ 募集人数 40人程度
▼ 申込期間 5月7日(月)まで

▼ 講師 町高齢福祉課・町地域包括支援センター職員
▼ 対象 町内に在住・在勤の人
▼ 募集人数 30人(定員で締切)
▼ 申込期間 3月9日(金)まで
※土・日を除く

▼ 参加料 無料
▼ 申込方法 電話で下記に申し

▼ 対象 美浦トレーニングセンター近郊に在住で1年間継続して活動できる18歳～

▼ 茨城空港利用促進等協議会 ☎ 029-301-2761

▼ 社会福祉法人茨城いのちの電話事務局(つくば) ☎ 852-8505

〈広告欄〉

介護用品・福祉用具のレンタル、販売

高齢者向け住宅改修工事請負

株式会社 樹里 介護事業部

〒300-0333 阿見町若栗1766-3
TEL: 887-3421 FAX: 887-3422

介護保険指定事業者番号 0873800502

当社の福祉用具専門相談員がお客様のご質問、ご相談に応じます。



想い伝える贈りもの

サライ館 阿見中央店

TEL: 840-2438

「樹里」店内に併設

家具の店 **樹里**

TEL: 887-3421

一般家庭用家具からオーダー家具まで

募集 阿見東部地区都市再生整備計画事業「事後評価シート公表」

町では、平成25年度から平成29年度にかけて、「社会資本総合交付金」を活用して阿見東ICの周辺開発として、阿見吉原土地区画整理事業を中心とした約477haの新市街地でまちづくりに関する事業を実施しています。交付金の活用には、事業実施前の計画段階で数値目標を設定し、事業の最終年度には目標達成を確認するための事後評価を行い、その事後評価の概要を公表することになっています。皆さまのご意見をいただき、今後の参考にさせていただくため、事後評価シートを公表します。

▼公表期間 2月27日(火)～3月12日(月) ※窓口での閲覧は土・日を除く

▼公表方法 都市計画課窓口での閲覧および都市計画課ホームページに掲載します

▼掲載内容 事後評価方法書・事後評価シート・事後評価結果の概要の3点

▼意見の提出 3月12日(月)までに、左記へ郵送またはメールで提出してください

▼都市計画課 〒300-0392 阿見町中央1-1-1

☎888-1111(232)

toshikeikakuka-ofc@town.ami.lg.jp

お知らせ 中皮腫・肺がん等の石綿による疾病の補償

石綿による疾病は石綿を吸ってから非常に長い年月で発症することが大きな特徴です。中皮腫や肺がんなどを発症し、それが労働者として石綿ばく露作業に従事していたことが原因であると認められた場合には、労災保険法に基づく各種の労災保険給付や石綿救済法に基づく特別遺族給付金が支給されます。中皮腫などで亡くなられた人が過去に石綿業務に従事されていた場合は、労災保険給付等の支給対象になる可能性がありますので、お気軽に労働局・労働基準監督署へご相談ください。制度の詳細は左記ホームページをご覧ください。

▼茨城労働局労働基準部労災補償課 ☎029-2224-6217

http://www.mhlw.go.jp

代外 「東京医科大学第22回肝臓病教室」開催

▼期日 3月17日(土)

▼時間 午後1時30分～3時30分

▼場所 東京医科大学茨城医療センター 医療・福祉研究センター

▼内容 ①C型肝炎が治ったらどうするか? ②未来の治療を生むために「治験」とは何だろうか

募集 年金相談会開催

これから受け取る年金について心配なことはありませんか? 郵便局では皆さんのそんな心配を解消するために無料の年金相談会を開催します。社会保険労務士や郵便局の社員が「働きながら年金をもらえるのか?」「請求に必要な書類や書き方は?」等の、年金の制度・手続きに関するご相談にお答えします。ぜひご参加ください。

▼日時 3月17日(土) 午前10時～午後4時20分(1組40分程度)

▼場所 牛久市リフレプラザ(牛久市ひたち野東)

▼定員 40人(定員で締切)

▼参加料 無料

▼申込方法 電話で左記に申し込む(予約制)

▼その他 お車でお越しの場合は駐車券をお渡しします。また、参加された人にプレゼントを用意しています

▼阿見原郵便局 ☎887-0901

町の文化財・文学紹介 郷土の文学「渡邊香墨①」

渡邊香墨は慶応2年(1866年)に旧原村大形に渡邊松右衛門・きく夫妻の長男として生まれました。本名を助次郎といいます。香墨は東京法学校(現在の法政大学)を卒業し判事・検事など法曹界で活躍しました。国内ばかりでなく、台湾や朝鮮にも赴任した経歴をもちます。このように香墨は法律家として仕事をすする傍ら、俳句を通して自身の文学性を深めていった人です。今後、香墨を研究している町の「ふるさと文芸検討委員」からの推薦句などを通して、香墨俳句の特徴をご紹介します。今回は次の句です。

「日は西に雁北に飛ぶ浦の秋」これは明治30年(1897年)香墨31歳の作品で、霞ヶ浦の秋の夕暮を写生した秀句と言えます。この年、香墨は写生の重要性を説いて旧来の俳句(月並俳句)を糾弾した正岡子規の論説に衝撃を受け共鳴していきます。これまで旧派の俳句を作っていた香墨は、子規の門下となつていきます。



▲渡邊香墨

▼生涯学習課(中央公民館内) ☎888-2526

〈広告欄〉

町内で唯一の、新刊本屋です！
新学期の準備は当店で！
 4月始まり手帳・新学期向け文具販売中！
文具 取扱い始めました！
オークスブックセンター阿見店
 平日10:00～21:00 土日祝9:30～21:00
 カスミ阿見店2階 TEL029-291-2322

お気軽にご相談ください！！
 相続、抵当権抹消、贈与(不動産の登記名義変更)
 *全国の不動産に対応・遺言書・相続放棄・成年後見

阿見町役場 阿見小学校 茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目4番8号 神林ビル202号室 あみ司法書士事務所
 (簡裁訴訟代理等関係業務認定) 司法書士 塙一樹
 阿見中学校 郵便局 TEL 029-804-0382
 コンビニ E-mail:ami-shihousyoshi@jcom.zaq.ne.jp
 (平日 午前9:00～午後6:00)
 ・上記以外の時間帯や、土日祝日も対応致します。
 ・面談は、事前のご予約が必要です。

あみ司法書士事務所(神林ビル2階)

● 防災行政無線フリーダイヤル ●

防災行政無線で放送された内容は、下記のフリーダイヤルの電話でも確認することができます。(通話料は無料です)

0120-131-813

● あみメール登録をお願いします ●



スマートフォン・携帯電話で **t-ami@sg-m.jp**宛てに空メールを送信するか、または左記二次元コードを読み取り、専用サイトにアクセスして登録してください。

▲二次元コード

● 定例相談 ●

行政相談

日時 3月1日(木) 午前10時～午後3時
場所 役場3階302会議室
問い合わせ 総務課 ☎ 888-1111(215)

子育て相談

電話・来所相談 月～金曜日 午前9時～午後4時
場所 中郷保育所内
訪問相談 随時受付
問い合わせ 地域子育て支援センター ☎ 891-2772

教育相談

日時 火～金曜日 午前9時～午後3時
場所 図書館となり
問い合わせ 教育相談センター(やすらぎの園) ☎ 888-1225

心配ごと相談

日時 水曜日 午後1時～4時
弁護士相談 月1回午後1時～3時30分 ※弁護士相談は毎週水曜日の心配ごと相談にて要予約
場所 総合保健福祉会館『さわやかセンター』相談室
問い合わせ 町社会福祉協議会 ☎ 887-0084

高齢者総合相談

日時 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
場所 町社会福祉協議会内
問い合わせ 町地域包括支援センター ☎ 887-8124

消費者相談

日時 月～金曜日 午前9時～正午、午後1時～4時
場所 役場1階町消費生活センター
問い合わせ 町消費生活センター ☎ 888-1871

交通事故相談

期日 月～金曜日
時間 午前9時～正午、午後1時～4時45分
弁護士相談 水曜日 午後1時～4時 ※要予約
場所 県土浦合同庁舎
問い合わせ 県南地方交通事故相談所 ☎ 823-1123

役場開庁時間(土・日・祝日・年末年始を除く)

午前8時30分～午後5時15分

※日曜開庁あり(『広報あみ』お知らせ版参照)

● 公共機関電話番号 ●

うずら出張所
☎ 841-1167

健康づくり課
☎ 888-2940

福祉センターまほろば
☎ 887-3969

地域子育て支援センター
☎ 891-2772

阿見消防署
☎ 887-0119

火災情報案内
☎ 0297-64-0119

上下水道課
☎ 889-5151

霞クリーンセンター
☎ 889-0091

中央公民館
☎ 888-2526

君原公民館
☎ 889-1363

かすみ公民館
☎ 888-8111

本郷ふれあいセンター
☎ 830-5100

舟島ふれあいセンター
☎ 840-2761

図書館
☎ 887-6331

予科練平和記念館
☎ 891-3344

総合運動公園
☎ 889-2788

教育相談センター
☎ 888-1225

町民活動センター
☎ 888-2051

町男女共同参画センター
☎ 896-3181

消費生活センター
☎ 888-1871

町民ダイヤル(休日当番医・定例相談等のテレホンサービス) ☎ 887-6600

● 人口と世帯 ●

- 総人口 47,483人 (－ 12) ▽ 2月1日現在
- 男性 23,534人 (－ 4) ▽ 常住人口ベース
- 女性 23,949人 (－ 8) ▽ ()内は前月比
- 世帯数 19,302世帯 (－ 6) ▽ 情報広報課調べ

3月の納税等

国民健康保険税(9期)

納期限 4月2日(月)

※納期限後に納付される場合、納付までの日数により延滞金がかかります

4月の納税等

固定資産税(1期)

介護保険料(1期)

納期限 5月1日(火)

救急車出動状況 1月(年累計)

阿見消防署管内調べ	急病	157件(157)
出場件数 223件(223)	交通事故	13件(13)
	一般負傷	32件(32)
※救急車の適正な利用をお願いします	その他	21件(21)
	合計	223件(223)

『広報あみ』は、毎月第2・4(12月は第3)金曜日発行です。下記公共施設等にも備えてありますので、ご利用ください。

▼公共施設:役場1階正面玄関・ロビー、役場2階情報広報課、うずら出張所、総合保健福祉会館『さわやかセンター』、中央・かすみ・君原の各公民館、本郷・舟島の各ふれあいセンター、予科練平和記念館、町民活動センター

▼その他の施設:町内の郵便局、町内の常陽銀行・筑波銀行の各支店、水戸信用金庫阿見支店、茨城県信用組合阿見支店、カスミフードスクエア阿見店・荒川本郷店、スーパータイヨー阿見店、ランドロームフードマーケット阿見店